

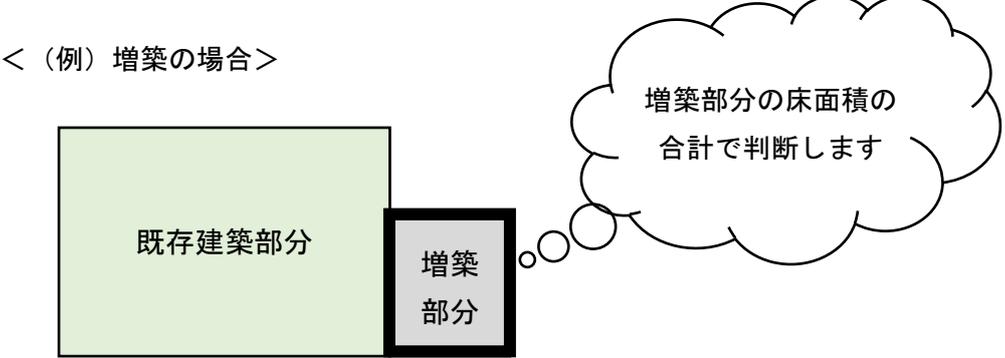
Q & A 集



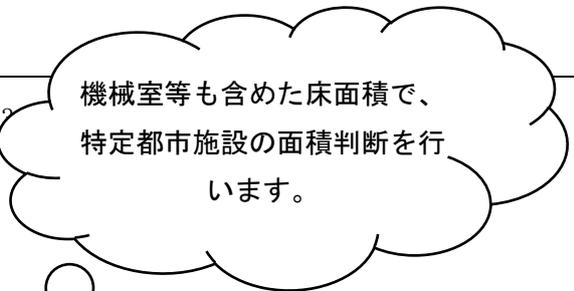
目次

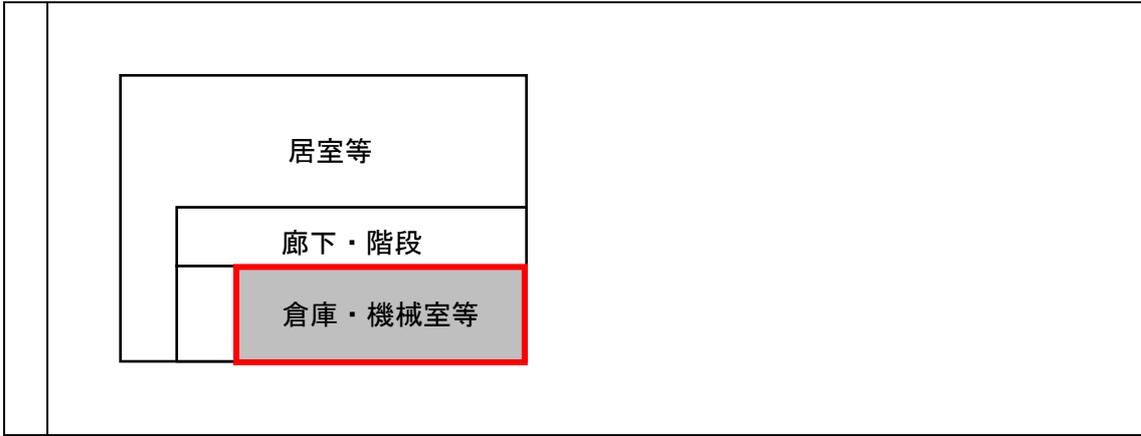
- [1. 床面積の考え方](#)
- [2. 床面積の考え方（倉庫・機械室等）](#)
- [3. 増築時、整備対象となる部分](#)
- [4. 用途が複数ある場合の考え方](#)
- [5. 複合施設の考え方](#)
- [6. 共同住宅を含む複合施設の考え方](#)
- [7. テナント未定時の届出](#)
- [8. 用途変更（新たな設置義務）](#)
- [9. 変更の届出（軽微な変更）](#)
- [10. バリアフリー法第 17 条に基づく認定と届出の関係](#)
- [11. 読み替え規定について](#)
- [12. 非建築物（道路、公園、路外駐車場など）を新設、改修する場合](#)
- [13. 仮設建築物について](#)
- [14. 用途区分の判断（予備校）](#)
- [15. 傾斜路の構造について](#)
- [16. 廊下等の基準について（車椅子の転回に支障がない場所）](#)
- [17. 階段、傾斜路、廊下の幅の測定位置について](#)
- [18. 出入口の有効幅](#)
- [19. 出入口の構造について](#)
- [20. 宿泊施設（ホテル又は旅館）の整備基準について](#)
- [21. 各室のサインについて](#)

1. 床面積の考え方

Q	特定都市施設に該当するかどうか判断する際の床面積の考え方を教えてください。
A	<p>特定都市施設に該当するかどうかは、都市施設の<u>各用途に供する部分の床面積の合計</u>で判断します。このため、バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属の駐車場（建築物となるものに限る。）なども、用途に供する部分として計算します。</p> <p>改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更）の場合は、<u>当該改修に係る部分の床面積の合計</u>で、特定都市施設に該当するかどうか判断します。</p> <p><（例）増築の場合></p>  <p>既存建築部分</p> <p>増築部分</p> <p>増築部分の床面積の合計で判断します</p>

2. 床面積の考え方（倉庫・機械室等）

Q	整備対象外として平面図に記載している厨房や倉庫は、特定都市施設かどうか判断する際、除いていいですか。
A	<p>特定都市施設に該当するかどうかの判断は、<u>用途に供する部分の床面積の合計</u>で判断します。この場合、厨房や倉庫、機械室等が<u>整備対象外になる場合であっても、原則として床面積に含め</u>、建物全体の床面積で判断してください。</p> <p>ただし、完全に人の出入りの不可能な空間で、建築基準法上も床面積に算入されない部分は、床面積には含めません。</p>  <p>機械室等も含めた床面積で、特定都市施設の面積判断を行います。</p>



3. 改修時、整備対象となる部分

Q	特定都市施設の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）を行った際、整備基準に適合させなければならない部分はどこですか。
A	<p>改修した部分に加え、次の①～③も、整備基準に適合するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>改修部分に至るまでの経路</u>（敷地内の通路、出入口、廊下、階段等）② 不特定かつ多数または高齢者、障害者等が利用する<u>便所</u>及び<u>改修部分とその便所までをつなぐ経路</u>③ 不特定かつ多数または高齢者、障害者等が利用する<u>駐車施設</u>及び<u>改修部分とその駐車施設までをつなぐ経路</u> <p>整備基準に適合させなければならない部分は、改修した部分だけではないので、ご注意ください。</p> <p>なお、改修した部分のみで判断するのは、特定都市施設に該当する（届出が必要となる施設）かどうかについてです。</p> <p><（例）増築の場合></p> <div data-bbox="383 1075 1356 1702"></div>

4. 用途が複数ある場合の考え方

Q	用途が複数ある場合の整備基準への適合の考え方はどうなるのでしょうか。								
A	<p>ここでは、2つのケースについて説明します。</p> <p><ケース①>100㎡の飲食店舗を4つ新たに計画する場合</p> <p>それぞれの飲食店A～Dは200㎡未満のため、小規模建築物に該当しますが、同一用途のため、<u>A～Dの床面積の合計400㎡を飲食店の用途に供する部分</u>として判断します。</p> <p>⇒200㎡未満の小規模建築物の遵守基準ではなく、<u>建築物の遵守基準に適合</u>するよう計画してください。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">飲食店 A 100㎡</td> <td style="padding: 5px;">飲食店 B 100㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">飲食店 C 100㎡</td> <td style="padding: 5px;">飲食店 D 100㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><ケース①></p> <p><ケース②>50㎡の診療所A、Bと300㎡の飲食店Cを新たに計画する場合</p> <p>50㎡の診療所<u>A、Bの合計100㎡</u>に係る部分と<u>飲食店Cの300㎡</u>に係る部分でそれぞれ判断します。</p> <p>⇒<u>診療所</u>に係る部分は<u>小規模建築物（医療等施設）の遵守基準</u>に適合するよう計画してください。</p> <p>⇒<u>飲食店</u>に係る部分は<u>建築物の遵守基準</u>に適合するよう計画してください。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">診療所 A 50㎡</td> <td style="padding: 5px;">診療所 B 50㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">飲食店 C 300㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><ケース②></p>	飲食店 A 100㎡	飲食店 B 100㎡	飲食店 C 100㎡	飲食店 D 100㎡	診療所 A 50㎡	診療所 B 50㎡	飲食店 C 300㎡	
飲食店 A 100㎡	飲食店 B 100㎡								
飲食店 C 100㎡	飲食店 D 100㎡								
診療所 A 50㎡	診療所 B 50㎡								
飲食店 C 300㎡									

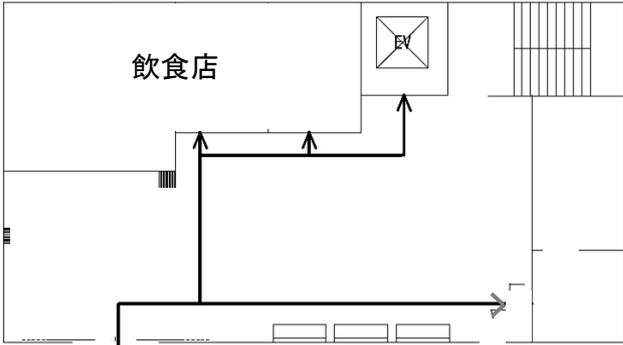
5. 複合施設のかえ方

Q	複合施設になるのはどのような場合ですか。
A	一つの建築物に複数の対象用途があり、 <u>各用途の床面積の合計が1,000㎡以上の場合は</u> 、特定都市施設の「 <u>複合施設</u> 」に該当します。求められる整備基準は、複合施設にある用途ごとに判断していきます。
Q	複合施設の共用部分では、どの用途規模の遵守基準に適合させるのですか。
A	複数の用途に供する共用部分については、 <u>各用途の合計床面積の規模</u> で考え、 <u>各用途区分で必要となる遵守基準</u> に適合しているかどうかで判断します。

6. 共同住宅を含む複合施設のかえ方

Q	複合施設のうち共同住宅部分に多数の者が利用する便所を設ける場合、別表4（共同住宅等を除く建築物の遵守基準）と別表5（共同住宅等に限る建築物の遵守基準）は、どちらが適用されますか。
A	複合施設であっても、共同住宅等に多数の者が利用する便所を設ける場合は <u>別表5が適用</u> されます。
Q	複合施設において、共同住宅等の居住者専用の駐車場にも、車椅子利用者用駐車施設を設ける必要がありますか。
A	共同住宅等の居住者は「特定多数の者」であるため、 <u>居住者専用の駐車場は「特定多数の者が利用する駐車場」となります。</u> したがって、複合施設の中の共同住宅における駐車場が居住者専用の駐車場であっても、別表5の「 <u>多数の者が利用する駐車場を設ける場合</u> 」に該当し、車椅子利用者用駐車施設を設ける必要があります。

7. テナント未定時の届出

Q	届出の時点では、テナントが未定のためレイアウトや便所の位置が決まっていない場合、どうしたらよいですか。
A	<p>まずは、できるだけ共用部分に整備基準を満たした便所を設ける計画として、届出書を提出してください。</p> <p>UD条例の届出の段階で整備基準を満たした便所の設置が確認できない場合は、その後、テナントが決まりレイアウトが決定した際に、変更届出書（第2号様式）を提出してください。</p> <p>届出の提出時は図面の余白部分に「テナント未定のためトイレの設置について決まり次第、変更届を提出する」等を明記してください。</p> <p><届出図面の記載例></p> <div data-bbox="295 963 1284 1467"><p>※テナント未定のため、トイレの設置について決まり次第、変更届を提出する。</p><p>配置図 1階平面図</p></div>

8. 用途変更（新たな設置義務）

Q	ベビーチェア等の設置義務がない事務所の一部を飲食店に用途変更した場合、ベビーチェアを新たに設置する必要はありますか。																																																																																																																									
A	<p>事務所を 200 m²以上の飲食店に用途変更する事例で説明します。事務所の場合、ベビーチェアは整備項目ではないため、ベビーチェアを設置していない場合があります。一方で 200 m²以上の飲食店はベビーチェアが整備項目となっています。</p> <p>したがって、もともとベビーチェアを設置していない事務所を 200 m²以上の飲食店に用途変更する場合は、新たにベビーチェアを設置する義務が発生します。</p> <p>同様に、事務所から 1,000 m²以上の飲食店に用途変更する場合は、ベビーチェアに加えて、ベビーベッドも設置する必要があります。</p> <p><（例）事務所から飲食店へ用途変更する場合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">都市施設 (用途)</th> <th colspan="4">規模</th> <th colspan="12">遵守基準となる整備項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">500m²</th> <th colspan="2">2,000m²</th> <th colspan="2">3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th colspan="2">8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> <tr> <th>m²</th> <th>1,000m²</th> <th>3,000m²</th> <th>5,000m²</th> <th>① 移動内滑化</th> <th>② 出入口</th> <th>③ 廊下等 授乳場所等</th> <th>④ 階段</th> <th>⑤ 傾斜路</th> <th>⑥ エレベーター及び その兼降ロビー</th> <th>⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機</th> <th>⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド</th> <th>⑨ 浴室又は シャワー室</th> <th>⑩ 宿泊施設の客室</th> <th>⑪ 観覧席・客席</th> <th>⑫ 敷地内の通路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	都市施設 (用途)	規模				遵守基準となる整備項目												500m ²		2,000m ²		3		4	5	6	7	8		9	10	11	12	m ²	1,000m ²	3,000m ²	5,000m ²	① 移動内滑化	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その兼降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	事務所			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	飲食店			■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●				●	●							●				●
都市施設 (用途)	規模				遵守基準となる整備項目																																																																																																																					
	500m ²		2,000m ²		3		4	5	6	7	8		9	10	11	12																																																																																																										
	m ²	1,000m ²	3,000m ²	5,000m ²	① 移動内滑化	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その兼降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路																																																																																																										
事務所			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																									
飲食店			■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																									
	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																									
	●				●	●							●				●																																																																																																									

9. 変更の届出（軽微な変更）

Q	整備事項に関係のない多少の面積変更及び配置のずれ又は高さの変更の場合は、軽微な変更該当し、届出の対象外となりますか。
A	<p>変更の届出の対象外となる「規則で定める軽微な変更」は、UD条例規則第9条で次のように規定されています。</p> <p>① 適用される整備基準の変更を伴わない変更</p> <p>② 工事に着手する日又は工事が完了する日に係る変更</p> <p>したがって、整備基準の適用に変更を来すかどうかを、個々のケースで判断する必要があります。整備事項に関係のない変更であっても、その結果、整備基準の変更を伴う場合は届出の必要があります。</p> <p>同様に、届出様式の記載事項において変更が生じた結果、整備基準の適用の変更がある場合においても変更の届出が必要です。</p>

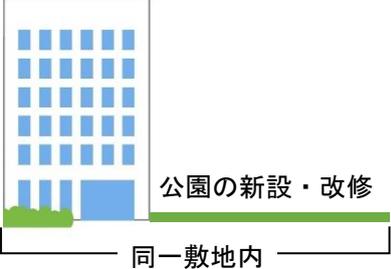
10. バリアフリー法第17条に基づく認定と届出の関係

Q	<p>バリアフリー法第17条に基づく認定を受けた建築物は、省令で定める建築物移動等円滑化誘導基準を満たしているのに、UD条例の届出は省略可能ですか。</p>		
A	<p>バリアフリー法17条に基づく認定を受けた建築物は、省令で定める建築物移動等円滑化誘導基準を満たしていますが、車椅子使用者用便房や浴室の出入口の幅、踊場の手すりの設置など、一部の事項では<u>UD条例の遵守基準の方が厳しい基準</u>を設定しています。</p> <p>したがって、バリアフリー法第17条に基づく認定を受けた場合でも、UD条例の遵守基準と同等以上の整備を行ったとはいええないため、UD条例に基づく届出が必要となります。</p> <p>さらに、バリアフリー条例等の対象施設であっても、整備項目に該当しない「<u>観覧席・客席</u>」「<u>公共的通路</u>」を設ける建築物については、UD条例において整備基準を定めているため、<u>届出が必要</u>になります。</p> <p>< (例) 車椅子用便房の出入口幅 ></p> <table border="1" data-bbox="343 1097 1300 1299"> <tr> <td data-bbox="379 1115 801 1294"> <p>バリアフリー法 (移動等円滑化誘導基準) 出入口の幅は80cm以上</p> </td> <td data-bbox="801 1115 1300 1294"> <p>UD条例 (移動等円滑化経路) 出入口の幅は85cm以上</p> </td> </tr> </table> <p>バリアフリー法の移動等円滑化誘導基準において、車椅子用便房の出入口の有効幅を80cm以上としています。UD条例の移動等円滑化経路上の出入口は85cm以上とすることを定めています。</p>	<p>バリアフリー法 (移動等円滑化誘導基準) 出入口の幅は80cm以上</p>	<p>UD条例 (移動等円滑化経路) 出入口の幅は85cm以上</p>
<p>バリアフリー法 (移動等円滑化誘導基準) 出入口の幅は80cm以上</p>	<p>UD条例 (移動等円滑化経路) 出入口の幅は85cm以上</p>		

1 1. 読み替え規定について

Q	<p>事務所は、従業員など特定多数の者が利用する建築物のため、遵守基準の「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と規定された基準については、適合義務はないですか。</p>
A	<p>UD条例規則第4条第4項の<u>読み替え規定</u>により、<u>遵守基準に適合する必要があります。</u></p> <p>不特定の利用が想定されない事務所その他、「バリアフリー法の特別特定建築物その他これに類する施設」以外の施設については読み替え規定が適用されます。したがって、整備基準の中で「<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</u>」とあるのは「<u>多数の者が利用する</u>」と読み替えます。</p> <p>この場合、従業員用の階段、便所など、特定多数の者が通常利用する部分にも整備基準を適用させる必要があります。</p>

1 2. 非建築物（道路、公園、路外駐車場など）を新設、改修する場合

Q	<p>道路、公園、公共交通施設、路外駐車場などの非建築物を新設、改修しようとする場合は、事前協議対象となりますか。</p>
A	<p>上記都市施設を新設、改修しようとする際は、事前協議の対象となりません。ただし、再開発等で建築物と非建築物を一体的に新設、改修しようとする場合は、事前協議対象となります。これはUD条例規則第6条第2項で規定されています。</p> <div data-bbox="300 1256 1331 1921" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>① <u>高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区</u>で</p> <p>② <u>2,000以上の建築物</u>を新設または改修しようとする場合の<u>同敷地内</u>で、</p> <p>③ <u>非建築物を新設または改修しようとする場合は、事前協議対象施設</u>となります。</p> <div data-bbox="375 1469 1252 1921" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>2,000㎡を超える 都市施設の新設・改修</p>  <p>同一敷地内</p> <p>(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区内)</p> </div> </div>

13. 仮設建築物について

Q	仮設建築物の場合、特定都市施設となり届出が必要となりますか。
A	建築基準法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物は、当該仮設建築物の用途及び規模が特定都市施設となるものは、届出の必要があります。

14. 用途区分の判断（予備校）

Q	予備校は、「学校施設」と「サービス店舗等」のどちらに分類されますか。
A	<p>「学校等施設」に分類します。</p> <p>学校等施設は「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づくものに限る。」と U D 条例規則別表 1 により規定されています。そのため、予備校のうち、各種学校又は専修学校として学校教育法に基づき認可されたものは、「学校等施設」に分類されま</p> <p>す。</p> <p>また、学校教育法に基づく認可がされていないものであっても、利用形態を考慮し、「学校等施設」に分類します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>【参考】学校教育法</p><p>第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p></div>

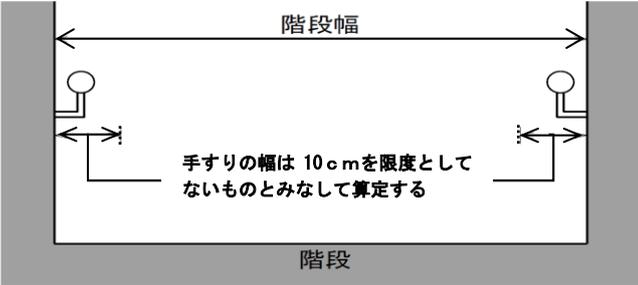
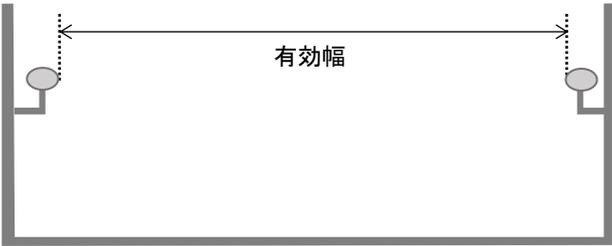
15. 傾斜路の構造について

Q	傾斜路として扱われる勾配について教えてください。
A	一般的な水勾配程度の緩やかな斜面については、傾斜路とはみなされません。

16. 廊下等の基準について（車椅子の転回に支障がない場所）

Q	50m 以内ごとに設ける「車椅子の転回に支障がない場所」とは、具体的にどのような場所に設ければ良いのか。
A	廊下等において、 <u>140 cm角</u> もしくは <u>直径 150 cm以上のスペース</u> を設ける他、 <u>廊下の交差部分等を利用して、向きを反転させることができる</u> 場所を言います。

17. 階段、傾斜路、廊下の幅の測定位置について

Q	階段の有効幅の算定において「手すりの幅は 10 cmを限度として、ないものとみなし、120 cm以上とすること。」としていますが、傾斜路と廊下に設ける手すりについても同様に「10 cmを限度としてないものとみなす」ことができますか。
A	<p>傾斜路、廊下の有効幅は、<u>手すりを除いた内側の寸法で計測</u>します。移動等円滑化経路等となる傾斜路と廊下の幅は、<u>手すりを除いて 140 cm以上</u>を確保してください。</p> <p><階段の有効幅の測定位置></p>  <p><傾斜路、廊下の有効幅の測定位置></p>  <p>なお、「120 cm」は、車椅子使用者と歩行者がすれ違う時、歩行者が横向きになればすれ違うことができる寸法で、「140cm」は歩行者も正面を向いたまますれ違うことができる寸法です。</p>

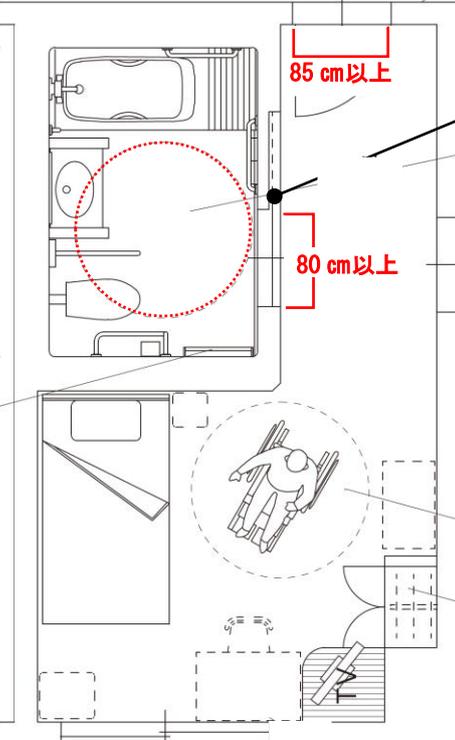
18. 出入口の有効幅

Q	<p>出入口の戸を両開き戸とした場合、有効幅は片開き状態で判断しますか。それとも両開き状態で判断しますか。</p>
A	<p>有効幅は<u>片開き状態で判断</u>します。車椅子使用者は両方の戸を同時に開閉することが困難であるため、<u>片方の戸を開いた状態で通行できる幅が必要です</u>。</p> <p>なお、出入口の幅は開放時の有効幅とします。そのため、開き戸の場合は戸を開けた状態で<u>戸厚を含めない幅</u>とし、引き戸の場合は、<u>引き残しを含めない幅</u>とします。また、自動扉の場合は、<u>自動扉が開ききった状態での幅</u>とします。</p> <p><出入口の有効幅></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="300 817 584 1137"> <p>■両開き戸の場合</p> </div> <div data-bbox="620 817 927 1137"> <p>■引き戸の場合</p> </div> <div data-bbox="970 817 1337 1137"> <p>■自動扉の場合</p> </div> </div>

19. 出入口の構造について

Q	<p>出入口の戸の構造の「自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、どのようなものをいいますか。</p>
A	<p>一般的には、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順に容易に開閉できる構造と推奨されています。</p> <p>さらに、容易に開閉して通過できる構造としては、戸の開き勝手方向に袖壁と開閉スペースを設けることが望ましいです。</p> <p>< (例) 車椅子使用者のための開閉スペースの設置 ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="300 875 638 1164"> <p>■引き戸の場合</p> <p>30 cm以上</p> </div> <div data-bbox="702 875 989 1164"> <p>■開き戸の場合</p> <p>45 cm以上</p> </div> <div data-bbox="1021 918 1260 1209"> <p>×</p> </div> </div> <p>※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすいです。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉構造、取手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計においては、それらを考慮したうえで袖壁と開閉スペースを確保してください。</p>

20. 宿泊施設（ホテル又は旅館）の整備基準について

Q	<p>宿泊施設のうち、車椅子使用者用客室内に関する整備基準はどのようなものがありますか。</p>
A	<p>車椅子使用者用客室に関して以下のように基準が設けられています。</p> <p><宿泊施設の整備基準の対象範囲></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>車椅子使用者用 駐車施設</p> <p>道等</p> </div>  </div> <p>一般客室（シングルルーム）の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>共用部の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊者特定経路に<u>階段又は段を設けない</u>。 <p>車椅子使用者用客室内の基準（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入口の有効幅 <u>85 cm以上</u> (望ましい <u>90 cm以上</u>) ○便所及び浴室等の出入口の有効幅 <u>80 cm以上</u> ○便所及び浴室等に<u>手すり等が適切に配置</u>されていること。 ○車椅子使用者が円滑に利用することができるよう<u>十分な空間が確保されている</u>こと。 ○<u>戸は自動的に開閉する構造</u>その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、その<u>前後に高低差がない</u>こと。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【凡例】 ::::: 宿泊者特定経路</p> <p>※ただし、同じ経路でも遵守基準では宿泊者特定経路、努力基準では移動等円滑化経路となるので注意が必要です。</p> </div>

2 1. 各室のサインについて

Q	各室のサインは、どのようなデザインが適していますか。						
A	<p>サインについては、<u>表示内容が JIS Z 8210（案内用図記号）に定められている場合は、これに適合</u>させてください。</p> <p><案内用図記号（ピクトグラム）の例></p> <table border="0" data-bbox="295 616 1300 929"><tr><td data-bbox="295 616 566 884"></td><td data-bbox="630 616 901 884"></td><td data-bbox="957 616 1228 884"></td></tr><tr><td data-bbox="295 884 566 929">男女共同お手洗い</td><td data-bbox="630 884 901 929">介助用ベッド</td><td data-bbox="957 884 1228 929">カームダウン・クールダウン</td></tr></table> <p>その他の規定については、以下のリンクをご覧ください。</p> <p>▼国土交通省 HP「案内用図記号（JIS Z8210）（令和元年 7 月 20 日）」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html</p> <p>▼日本産業標準調査会（JISC）HP https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html</p> <p>※「Z 8210」で JIS 検索してください。</p>				男女共同お手洗い	介助用ベッド	カームダウン・クールダウン
							
男女共同お手洗い	介助用ベッド	カームダウン・クールダウン					